

令和6年度愛媛県体験コンテンツ利用促進事業業務委託 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、四国観光立県推進愛媛協議会（以下「協議会」という。）が契約・実施する令和6年度愛媛県体験コンテンツ利用促進事業業務委託の企画提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 委託目的

国内旅行における近年の旅行需要は、個人・小グループ化の傾向が高まるとともに、オンライン上での予約、購入手続きが拡大している。これらの需要に対応するため、令和5年度には、地域資源を活用したアクティビティコンテンツのブラッシュアップ及びOTAへの登録促進を図るとともに、OTA上でのプロモーションに取り組んだところであるが、「しまなみ海道サイクリング」、「石鎚山登山」、「滑床キャニオニング」等の比較的ハードなコンテンツが主流となっている。

一方で、本県を訪れる観光客の分析では、子育て後の夫婦やカップルが多く、温泉やグルメに次いで歴史・文化体験、自然景観を求める傾向にあり、そういった層に合ったソフトな体験コンテンツの充実が課題となっている。

については、本年度において、これまであまり掘り起こせていない本県の歴史・文化資源や、瀬戸内海クルーズ等の自然景観を楽しむコンテンツについて専門家派遣等を通じてブラッシュアップを推進するほか、OTA登録の促進と合わせてOTA上での訴求力のあるキャンペーン（特設サイト構築、クーポン配布）やSNS発信強化等を通じたプロモーションを展開するとともに、県内外からの周遊を促す仕掛けを作ることで、本県の観光コンテンツ利用者及び消費額のさらなる増加を図る。

2 委託内容

- (1) 名称：令和6年度愛媛県体験コンテンツ利用促進事業
- (2) 内容：別添「令和6年度愛媛県体験コンテンツ利用促進事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 期間：契約締結の日から令和7年1月31日(金)まで

3 委託料（上限）

12,295千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 資格要件

提案者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 令和5・6・7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。（もしくは、企画提案書提出時まで登録が予定されていること）

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
 - (3) 愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
 - (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
 - (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
 - (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が上記（1）から（7）まで、構成員は上記（2）から（7）までの資格要件を満たすこと。

5 参加申し込み

提案者は、令和 6 年 5 月 23 日（木）17 時までに別添「企画提案プロポーザル参加表明書」（別紙①-1）を電子メールにて事務局へ提出すること。（送信後事務局へ電話して受信を確認すること。）

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し提出すること。（別紙①-2）。

また、資格要件を満たさない提案者に対しては、電子メールにて通知する。

※参加表明書提出後、本企画提案プロポーザルへの参加を辞退する提案者は、令和 6 年 6 月 10 日（月）17 時までに別添「企画提案プロポーザル参加辞退届」（別紙②）を電子メールにて事務局へ提出すること。

6 企画提案書

(1) 提出書類

①形式：原則として A4 判縦、横書き、左綴じ（着色・両面印刷可）

図表等は必要に応じ A3 判の折り込みも可とする。

・「使用する言語、通貨及び単位」

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位

②内容：16 ページ以内（片面を 1 ページとし、表紙を除く。）

【内訳】

・総括（全体構成、コンセプト、PR ポイント等）

※仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等をできるだけ具体的に提案し、特色や独自性が分かりやすいものとする。

※実施業務については、派遣する専門家の経歴及び実績並びに連携予定の OTA 等を具体的に記載すること。

- ・実施体制
- ・スケジュール
- ・経費見積書

③その他必要書類

- ・提案者概要（設立年月日、資本金、従業員数等）
※共同企業体の場合には、共同企業体参加資格者誓約書（別紙④、④－１）及び共同企業体組織の規定・会則等（別紙④－２例示）を別途提出のこと。
- ・業務実績表（業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務概要 10 件以内）（別紙⑤）
※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して 20 件以内

④備考

- ・企画提案書の表紙には、宛名「四国観光立県推進愛媛協議会会長」、タイトル「令和 6 年度愛媛県体験コンテンツ利用促進事業業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名（正本のみ押印）を記載すること。
- ・ 1 企業（共同企業体）につき各 1 提案

(2) 提出部数

企画提案書 7 部（うち正本 1 部）、見積書 1 部

(3) 提出期限及び提出先

提出日 令和 6 年 6 月 1 0 日（月）17 時までに提出

提出先 「12 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送（提出日必着、提出時間厳守）とする。

7 委託契約候補者の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行い、最も優れた提案として評価された上位一社を委託契約候補者として選定する。（プレゼンテーションは実施しない。）

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
1. 事業間連携	① 事業の趣旨や目的を理解し、体験コンテンツの利用促進、造成・ブラッシュアップ等業務の内容を効果的に連携させ、事業全体として高い目標が掲げられているとともに、独自性も含めた実効性の高い企画となっているか。
2. 体験コンテンツの利用促進	① 体験コンテンツの利用促進キャンペーンの企画 ・県内外からの誘客を促進する魅力的なキャンペーン内容となっているか。 ・体験コンテンツの利用者数を最大化するクーポンの内容となっているか。 ・県内外の周遊を促進する実効性の高い提案となっているか。 ② キャンペーンの情報発信 ・県内外からの利用を促進できる発信媒体となっているか。 ・多くの参加者が見込める発信内容となっているか。 ・広く周知される発信スケジュールとなっているか。
3. 体験コンテンツの造成・ブラッシュアップ及び利便性向上	① ターゲットの興味・関心を踏まえた専門家の派遣先を提案しているか。 ② 派遣する専門家は体験コンテンツの造成・ブラッシュアップに効果的な人物となっているか。 ③ 体験コンテンツのブラッシュアップからOTA登録支援まで一貫した支援ができる内容となっているか。
4. 実施体制	① 責任者や役割分担等が明確で、十分な経験や実績を有する人員の確保など、業務を滞りなく実施できる体制となっているか。
5. 経費見積	① 全体経費は、提案内容に対して適切な経費見積・配分となっているか。

(3) 審査結果

- ・審査対象となったすべての提案者に対し、審査結果を文書で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、四国観光立県推進愛媛協議会と委託契約候補者の双方が合意に至った場合に、委託契約候補者から見積書を徴し、四国観光立県推進愛媛協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

委託契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を委託契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 スケジュール（予定）

内 容	日 付
企画提案募集開始	5月 9日（木）
参加表明書・質問票提出期限	5月23日（木）
企画提案書提出期限	6月10日（月）
審査結果通知	6月17日（月）

10 質問

- (1) 業務内容や契約手続き等に関する質問は、令和6年5月23日（木）17時までに別添「質問票」（別紙③）により電子メールで行うこと。
- (2) 電子メールの件名は「体験コンテンツ利用促進企画提案質問」とすること。
- (3) 質問のあった事項については、参加表明書を提出した提案者に対してメールにて連絡する。

11 その他

- (1) 企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (3) 提出された企画提案書については返却しないものとする。
- (4) 本プロポーザルは、本協議会の令和6年度当初予算の成立等を前提に行うものであり、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性がある。
- (5) その他、不慮の国内情勢の理由により、スケジュール等を変更する場合がある。

12 問い合わせ先・提出先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 NTTビル中2階 観光国際課内
四国観光立県推進愛媛協議会

(担当：青野)

T E L : 089-912-2492

F A X : 089-912-2489

メールアドレス : kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp